

立候補予定者説明会
村長・村議選

行われる村長・村議選の立候補予定者について、次により説明会を開催しますので、当該選挙の立候補を予定されている方は、出席するようご案内いたします。

◎日時 三月二十三日(月) 午前九時三十分

◎会場 役場多目的ホール

光陰矢の如し、と云う様に昭和六十一年度も残す所一ヶ月となりました。三月になると、学校では卒業式、一般社会では転勤や退職などで、それぞれ新しい社会、職場にむかっての準備に忙しい月である。

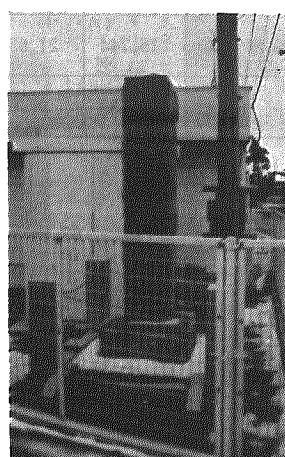
毎年行われている同窓会に必ずといってよい程出席し、同年生と一緒に、そして恩師を囲んで一夜を過ごす。ある時恩師が、「定年で退職する時の気持と云うのは実に淋しいものでカレンダーを見ながら、後何日かと思うと学校におつても家に居ても何とも云えないと云ったよ」。そして、退職の時の気持を話され、「君達も成長したものだ」と、目

に年をとると云いたがる先生に對して余り耳をかさなくなったり、それを悔めに感じるのではなく、我々の集りは、それを云わない先生だから毎年集まるので、いつまでもMさん(先生)でいて欲しいよ」と、分った様な分らない様な話でわいさわき、再会を約束した。

付けて良いものであろうか。年にとるにつれ、過去を振り返り、昔の俺、俺は昔、と云ふ年寄りも反省しなければならない人であります。同世代の人や家庭での

「後を問うこそ情なりけり」

旧横越小学校跡に記念碑を建立



村ではこのほど、八十余年の学び舎としての思い出を残し、長い歴史を閉じた旧横越小学跡地の横越村農協中央支所脇に、(農協のご協力で)

敷地を借用)記念碑を建立しました。

記念碑は、旧横小の門柱(赤

御影石)を利用し建てられ、

この小学校を卒業し行政に尽

力された神田正平氏書の「旧

横越小学校跡」と学校歴年が

立候補予定者説明会 村長・村議選

四月二十六日に開催しますので、ご注意ください。
ただし不・在者投票をする場合は、従来と同じ記名式を用います。

村長選挙の投票は、村条例にもとづき記号式投票によつて行われます。
記号式投票とは、候補者氏名が印刷された投票用紙に、自分が投票しようとする候補者の上の欄に「○」印を付けたり、「○」以外のこと記入したり、
した投票は全部無効になります。

横越村選挙管理委員会では、
県議員選挙及び村長・村議員選挙事務室を開設します。
設置場所 横越村役場(二階)
時間 三月十一日から三月二十七日まで

農業所得者の確定申告と納税相談

会場 役場多目的ホール
時間 9時～16時

小杉分館の一部を無償払い下げ
木津・二本木地区
13日(金) 横越・川根谷内地区
14日(土) 小杉・藤山・駒込地区
15日(日) 沢海・焼山地区
16日(月) 横越・川根谷内地区
17日(火) 小杉分館の建物の一部を払
い下げ致します。「希望の方
は次により申込んでください。
○ 払い下げ施設名
横越村公民館
○ 申込み先
横越村役場税務課

〔元五一二二一内線〕四七

〔三八五一一〇四三〕

統一地方選

よく考えて 責任ある一票を

選挙は、わたしたちの暮らしの願いを政治に反映させる最大のチャンスであり、わたしたちの一票は暮らしをよくするための貴重な意思表示です。これらの政治を任せたる人を選ぶにあたって、わたしたちはよく考えて責任ある一票を投じたいものです。

みんなの一票が正しく政治に生かされるためには、選挙は公正に行われなければなりません。統一地方選を前にわざしたちは有権者は、公正で明るく正しい選挙を実現するよう心がけたいものです。

選挙人が投票日当日、やむを得ない事情で投票所へ行つて投票することができます。こういう方は、なるべく早めに不在者投票をするようにしてください。

※やむを得ない事情とは選挙人(有権者)が、自分の投票区の区域外で職務に従事中である場合。(たとえば出張など)
○ 選挙人が、やむを得ない用務や事由のため、自分の投票区のある市町村の区域外に旅行中、または滞在中の場合。(たとえば、新婚旅行など)

○ 選挙人が病気や負傷、妊娠、老衰などのため歩くことが困難な場合。

○ 選挙人が、交通が著しく不便な一定の地域に住んでいる場合や滞在中の場合、あるいは職務に従事中の場合。



県議会議員選挙 有権者(投票できる人)

年齢要件	居住要件
県議選の有権者	満20歳以上のもの(昭和42年4月13日以前に生れたもの)
村長・村議選の有権者	満20歳以上のもの(昭和42年4月27日以前に生れたもの)
村長・村議選の有権者	4月2日が登録基準日のため、その以前引続き3ヶ月以上(1月2日以前)本村に居住しているもの。転入者は1月2日以前に住民登録の届出をされたもの。以上、年齢居住要件を満たしているものが有権者です。なお1月2日以後、県内の市町村から転入されたものは、前居住地で投票することができます。(この場合新住所地の市町村長の居住証明書が必要です。)

テーマ	日本経済の課題と政局展望	主催	協賛	講師
4月27日(金)午後1時50分から	横越村商工会	新栄横越支店	友の会	(元NHK解説委員長)緒方彰氏

4月20日が登録基準日のため、その以前引続き3ヶ月以上(1月20日以前)本村に居住しているもの。転入者は1月20日以前に住民登録の届出をされたもの。以上、年齢居住要件を満たしているものが有権者です。※村内転居の方3月1日以後、村内で転居したものは、前住所地区の投票所で投票をしてください。

県議会議員選挙 告示4月3日 投票日4月12日

村長・村議会議員選挙 告示4月21日 投票日4月26日